

日本

労働弁護団の

五〇年

〔第2巻〕

第三部 ● 雇用と労働条件・人権の

確立をめざして―最近二〇年間の権利闘争①

日本労働弁護団―編

骨抜きにする戦略をとっている。

しかし、残業代の支払強制は、そもそも労働者の健康と自由時間を確保する一つ的手段（間接強制手段）として認められているものであり、「支払われれば良い」という性格のものではない。ましてや、裁量的業務だとか管理的業務だとかいう理由で適用除外にしてよいものではない（これは命と健康確保の適用除外、あるいは自由な生き方の適用除外を意味する）。逆にいえば、労働者の健康と自由時間が確保されるための労働時間規制こそが最も重要なものであって、この規制に正面から取り組む運動（働き方を考え、変える運動）がいま求められているといえる。

一八六六年に開かれた国際労働者大会では、次のような決議がなされた。「われわれは、労働日（一日の労働時間）の制限が、それなしには他のすべての改善と解放の試みが失敗に終わらざるを得ない」第一義的「先決条件である」と言明する。……われわれは、労働日の法定の限度として八時間労働を提案する」。わたしたちは、もう一度この決議の意味を理解しなければならない。

労働時間

まず一人が立ち上がり、郵政公社に  
三二億円の未払残業代を支払わせた

——日本橋郵便局事件

望月 浩一郎（東京・36期）

事案の概要

二〇〇五年二月二十四日の日経新聞は、「サービス残業 郵政公社、三二億円支払い 昨年一〇—十二月分五万七〇〇〇人に」という見出しで、郵政公社の不払残業代の支払いを報じた。未払賃金額の点でも未払賃金支給者数としても、突出した事案である。

郵便局は、二〇〇三年に郵政公社化した。以後、郵政公社は、「不払残業があった」としてたびたび労働基準監督署から是正指導を受け、また国会でも追及されていた。生田正治郵政公社総裁は、二〇〇四年一月一六日、衆議院総務委員会において「（不払残業は）経営の恥で、かなり根気がいるが根絶させたい」と答弁していた。

生田総裁が「経営の恥」、「根気がいるが根絶させたい」と答弁していたその時に、郵政公社は、約四〇万人の職員の約七分の一にあたる職員に不払残業をさせていた。これが是正させられたのである。

二〇〇五年二月の三二億円の未払残業代の支払いは、それまでの各地の郵便局で働く労働者のたたかいの積み重ねの成果である。その最後の一押しになったのが、日本橋郵便局事件である。

たたかいは一本の電話から

私は、二〇〇四年一月上旬は個人的事情でとんでもない状態になっていた。一月から事務所を移転するため、一〇月末からの四日間を移転作業と整理にあてる予定にしていた。ところが、この移転作業の直前に緊急な対応が必要な事件が飛び込んで来て、移転作業予定の四日間全てを大阪で泊まり込みで仕事せざるを得なくなった。やむなく、事務局にお願いをして休日に出勤してもらい、記録などの梱包作業から発送をお願いし、また記録の受け取り、ロッカーの整理なども私がいなくてで全部行なってもらうというところでもない状態だった。事務所に戻っても、移転作業日程は全部消化済であるため、記録の整理をすることもできないまま通常業務を開始しなければならなかった。

「悪いことの次は良いことが来る」というのは、私の経験則にはない。だいたい悪いことの次にはもう一つ二つ悪いことが続く。今回も例外ではなかった。ようやく大阪での仕事を片付けて、東京に戻るために一月三日夕方、新大阪駅のホームに立った時に携帯電話が鳴った。郵政ユニオンの倉林さんからの電話である。いつもは陽気な人なのに、暗く重い感じの声である。「一杯飲もう」というお誘いの電話ではなさそう、「嫌な予感的中したかな」と思いながら話を聞いた。

倉林さんの話は、「日本橋郵便局の課長代理が郵政ユニオンに相談をしてきた。本人は『過労死しそうだ』と訴えている。話を聞いたが、メチャクチャな長時間労働で、このまま年末年始の繁忙期に突入すると本当に過労死してしまいそうな仕事ぶりである。急いで相談に乗って欲しい」という内容だった。

私は、仕事のやりくりがつかない状態で、新件の相談は遠慮したいところだったが、「年末の繁忙期までに何らかの改善を実現できないと過労死してしまう」と言われるとパスするわけにもいかず、日程を調整し

て一月六日(土)の夜に会うことにした。

「過労死しそうだ」と訴えてきたのは、日本橋郵便局第三集配営業課課長代理の木村宜詞さん(三四歳)だった。木村さんは、二〇〇四年四月、前任の関東監査本部から東京の日本橋郵便局第三集配営業課計画係に課長代理として転任してきた。

当時、日本橋郵便局集配営業課は、配達とその関連作業に携わる職員として正規職員一四七名、短時間職員四七名、「ゆうメイト」と呼ばれるパート職員が約三五名で、ここに三名の課長と六名の計画係(上席課長代理、課長代理と総務主任)が配置され、集配課業務全般の統括・管理にあたっていた。

郵便局の事情に詳しい人なら、これだけ聞いただけでも「計画係は大変だな」と言う業務量であるが、日本橋郵便局では、さらなる業務の過重化と人員削減が加わり、木村さんの業務はとうてい所定労働時間内で終えることなどできなかった。

木村さんの所定労働時間の始業時刻は八時三〇分、終業時刻は一七時一五分である。ところが、木村さんが日本橋郵便局に着任した際に、上司から手渡された「一日のスケジュール」は「七:〇〇出勤」から始まり、以下分刻みの処理事項が記されていた。

木村さんが配属された集配営業課では、「誤配・遅配」等の業務事故の対応が業務の柱の一つである。個人や法人が有する情報管理の厳格化が強まる中で、「誤配」に対する苦情対応業務は量の点でも、その対応の困難さの点でも、以前の比ではなかった。また、配達の遅れに対する苦情も増加していた。大手企業を管内に多く抱える日本橋郵便局では、その傾向は一層顕著であった。

木村さんたち日本橋郵便局集配営業課の計画係職員は、日中は「誤配・遅配」の苦情対応に追われ、計画係の他の業務は早朝・夜間深夜に

木村さんの2004年6月の就労実態

2004年	休日	シフト	労働時間							休憩・休息時間		総労働時間		所定外労働時間数		
			始業時刻		終業時刻			拘束時間	所定	現実	所定	現実	法定内労働時間	法定外労働時間	うち深夜労働	
			所定	現実	所定	超勤簿	現実									
6/1	火		日3	8:30	7:20	17:15	2:00	21:25	14:05	1:15	1:00	7:45	13:05	0:15	5:05	
6/2	水		日3	8:30	7:20	17:15		21:30	14:10	1:15	1:00	7:45	13:10	0:15	5:10	
6/3	木		日3	8:30	7:20	17:15		23:00	15:40	1:15	1:15	7:45	14:25	0:15	6:25	1:00
6/4	金		日3	8:30	7:20	17:15	2:00	23:20	16:00	1:15	1:00	7:45	15:00	0:15	7:00	1:20
6/5	土	非														
6/6	日	週														
6/7	月		日3	8:30	7:20	17:15		23:20	16:00	1:15	1:05	7:45	14:55	0:15	6:55	1:20
6/8	火		日3	8:30	7:30	17:15	2:00	23:00	15:30	1:15	1:10	7:45	14:20	0:15	6:20	1:00
6/9	水	休														
6/10	木		日3	8:30	7:15	17:15		21:00	13:45	1:15	0:55	7:45	12:50	0:15	4:50	
6/11	金		日3	8:30	7:15	17:15	2:00	21:00	13:45	1:15	1:00	7:45	12:45	0:15	4:45	
6/12	土		日3	8:30	7:15	17:15		19:50	12:35	1:15	1:00	7:45	11:35	0:15	3:35	
6/13	日	週														
6/14	月		日3	8:30	7:15	17:15		21:00	13:45	1:15	1:00	7:45	12:45	0:15	4:45	
6/15	火	非														
6/16	水		日3	8:30	7:15	17:15	2:00	19:10	11:55	1:15	0:45	7:45	11:10	0:15	3:10	
6/17	木		日3	8:30	7:15	17:15	2:00	21:10	13:55	1:15	0:45	7:45	13:10	0:15	5:10	
6/18	金		日3	8:30	7:15	17:15	2:00	22:00	14:45	1:15	1:10	7:45	13:35	0:15	5:35	
6/19	土	非														
6/20	日	週														
6/21	月		日3	8:30	7:20	17:15	2:00	20:30	13:10	1:15	1:05	7:45	12:05	0:15	4:05	
6/22	火		日3	8:30	7:20	17:15		22:30	15:10	1:15	1:15	7:45	13:55	0:15	5:55	0:30
6/23	水		日3	8:30	7:20	17:15	2:00	21:30	14:10	1:15	1:15	7:45	12:55	0:15	4:55	
6/24	木		日3	8:30	7:20	17:15		20:30	13:10	1:15	1:00	7:45	12:10	0:15	4:10	
6/25	金		日3	8:30	7:20	17:15		22:40	15:20	1:15	1:10	7:45	14:10	0:15	6:10	0:40
6/26	土	非														
6/27	日	週														
6/28	月		日3	8:30	7:20	17:15	2:00	22:50	15:30	1:15	0:50	7:45	14:40	0:15	6:40	0:50
6/29	火		日3	8:30	7:20	17:15	2:00	19:10	11:50	1:15	0:40	7:45	11:10	0:15	3:10	
6/30	水		日3	8:30	7:30	17:15	2:00	22:00	14:30	1:15	0:45	7:45	13:45	0:15	5:45	
平均							2:00		14:13	1:15	1:00	7:45	13:13	0:15	5:13	
合計	21						24:00		298:40	26:15	21:05	162:45	277:35	5:15	109:35	6:40

押しやられるのが日常化していた。さらに、木村さんが着任すると同時に六名の計画係のうち一名が郵便局における「トヨタ方式」を導入するための担当部署「JPS（ジャパン・ポスト・システム）担当室」に出向させられ、計画係は事実上減員されたのである。

木村さんは、日本橋郵便局に転任してからあまりの長時間労働に驚き、始業時刻を手帳に克明に記録していた。私たちは、この記録を基にして就労時間を整理した。二〇〇四年六月分の全容は、「木村さんの二〇〇四年六月の就労実態」表のとおりである。六月は二日間就労し、郵政公社の超勤簿上は残業は合計二四時間であるが、現実には所定外労働時間は一四時間五〇分（深夜労働六時間四〇分含む）であった。

厚生労働省は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成一三年一二月一二日基発第一〇六三号通達）において、「過重負荷の有無の判断」として「発症前一月間に概ね一〇〇時間又は発症前二か月間ないし六か月間にわたって、一か月当たりおおむね八〇時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務との関連性が強いと評価できる」としているが、木村さんの労働時間はこの基準を優に超えるものであった。他の月も概ね同様であった。

木村さんは、上司の集配営業課長に「（せめて）残業手当をつけて欲しい」と申し出たが、「（超勤手当は）つけられないし、つけたとしても勤務時間を守っていないのだから処分になるぞ」と言われ、改善はされなかった。木村さんは、公社内の相談窓口にも相談したが、状況は変わらなかった。木村さんは、日本橋郵便局に赴任して数か月経つと体調を崩し出し、六か月目の九月からは連日頭痛に悩まされるようになった。木村さんが、一〇月末にかつての同僚に電話で相談したところ、たまたまこの同僚が郵政労働者ユニオンの組合員だったということで、ユニオンに相談がつながったという話であった。

木村さんを守りながらどうたたかうか

実態がひどいのはよく理解できたが、職場の環境は、木村さんが立ち上がったら同僚がこれを支えてくれるという状況にはないということだった。

すでに、国会でも数度にわたり郵便局の不払残業は取り上げられていた。このような中で、日本橋郵便局も対策を講じていた。但し、日本橋郵便局が講じた対策は、不払残業をなくすというものではなく、不払残業を隠すというものだった。労働基準監督署の調査があっても、不払残業が分からないような偽装工作であった。

計画係職員が扱う書類は重要なものが多く、始業時には金庫からこれらの書類を出し、終業時には書類を金庫に戻さなければならない。この金庫の鍵は、日本橋郵便局の警備員と計画係職員が授受手続きを取り、この手続きは「金庫の鍵の授受簿」として記録されるので、これを見ると計画係職員が所定外労働をしていることが一目で分かってしまう。そこで、日本橋郵便局では、

・「金庫の鍵について、早朝受け取る者と、夜間返却する者を分けるように」

・「深夜作業になる場合は、必要な書類は金庫にしまわないまま金庫を先に閉めて、金庫の鍵を返却し、その後業務をするように。業務終了後の書類は金庫にしまわなくてもよい。自機の鍵付引出しに収納すること」

などの業務指示を出して、不払残業を隠蔽しようとしたのである。コンプライアンス（法令遵守）など全く存在しない状態だった。

職場は、組織的に不払残業隠蔽工作をしているし、支援体制も十分でないまま、「処分」さえ口にする上司の下で、木村さんが立ち上がった時には、「出る杭は打たれる」という格言どおり潰されるのではないかとこの心配が、郵政ユニオンにも私にもあった。

「どうするか？」周到な準備をして、一気に立ち上がって、打ちようがない杭にするしかない、「出過ぎた杭は打ちようがない」という状態に持つていくしかない、というのが結論だった。当局に気がつかれないように迅速に準備をして、一二月月上旬までに、

- ① 労働基準法違反での刑事告訴
  - ② 民事損害賠償請求訴訟の提訴
  - ③ 郵政ユニオン日本橋分会の結成通告
- を同時にやろうという方針だった。

かねてから、郵政ユニオンの事件は佐久間大輔弁護士（東京本郷合同法律事務所）と一緒にかわわつてきた経過があった。乱暴な話ではあるが、私は佐久間弁護士に「子細は追って説明する。倉林さんから連絡があるので、労働基準法違反での刑事告訴と民事損害賠償請求訴訟の準備を頼む」と電子メールを打って、準備が始まった。

#### まずは中央労働基準監督署に申告

木村さんと最初に会った二日後の一月八日（月）は、私は弁護士会の監事として常議員会（弁護士会の議会）に参加していた。めったなことであるが、この日の常議員会の議事はスムーズに進行して、午後三時頃には、定時（午後五時）前に終わりそうな様子となった。私は、休憩時間に木村さんに連絡をとり、「午後五時ぎりぎりになるが、中央労働基準監督署に申告しよう。急いで中央労働基準監督署まで来て欲しい」と連絡した。

労基法一〇四条は、「①事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。②使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。」と定めている。中央労働基準監督署への刑事告訴後、迅速に調査が進むように、事前の説明と告訴前の調査開始を促そうという考えであった。

木村さんと私は、中央労働基準監督署で窓口対応をしてくれた監督官に要点をいかいつまんで説明し、金庫の鍵の授受簿の改竄隠蔽工作などの実態を話した。金庫の鍵の授受簿の改竄隠蔽工作は、過去に労働基準監督署が郵便局の不払残業問題について指導した内容を逆手に取ったものであることが判明し、悪質さが目立っていた。

私は、一二月の繁忙期になるまでに手を打たないと過労死が現実になじかねないので、迅速な対応を希望し、また「処分」をちらつかせている当局との関係で木村さんに不利益取扱いが行われないよう配慮を求めた。

この時には私には気がついていなかったのだが、厚生労働省は二〇〇四年一月を「賃金不払残業解消キャンペーン月間」として、「適正な労働時間の管理を一層徹底するなどの取り組みを行っている」ところであり、ここに日本橋郵便局の事件が飛び込んだという絶好のタイミングだったのである。

#### 刑事告訴と民事損害賠償請求

刑事告訴状及び民事損害賠償請求の訴状の作成は、佐久間弁護士を中心に作業を進め、一二月七日までにはほぼ準備は完了し、同日の打ち合わせで、一二月一〇日を告訴状及び訴状提出及びプレス発表の予定日とした。

私は、一月上旬の無理が後を引いており、一〇日は依頼された講演のため身動きがとれないので、一〇日の提訴などの一連の手続きは佐久間弁護士に任せ、事前の労働基準監督署との調整を担当した。私は、翌八日、出張先の広島空港から市内への車中から中央労働基準監督署に電話をして、上記告訴状提出などの準備をしているところであることを伝えた。中央労働基準監督署は、すでに臨検（労働基準監督官が事業所などに行き、帳簿及び書類の提出を求めたり、使用者や労働者から事情を聴取する手続き）の準備を進めており、一二月一〇日を臨検予定日としているとの回答だった。日程の一致は偶然であったが、労働基準監督署も年末の忙しい中訴えを受け止めてくれて、迅速に準備をしてくれたのである。

木村さんは、一二月一〇日、①東京地裁に日本郵政公社を被告とする総額二五一万八八四円（付加金含む）の時間外労働手当等の支払請求訴訟を提訴し、②日本郵政公社総裁、東京支社長、日本橋郵便局長、日本郵政公社を被告とする労働基準法違反による告訴状を中央労働基準監督署に「預け」、③記者会見をした。

中央労働基準監督署は、同日、予定どおり日本橋郵便局を臨検した。

木村さんが告訴状を「預け」ただけで、「提出」としなかったのは、中央労働基準監督署がすでに是正指導で動きだしているため、告訴状が提出されると労働基準監督署内で担当する部署が異なってしまう、対応が遅れる可能性があったことを考慮したものである。郵政公社の対応如何では何時でも告訴状提出の用意があることを明示して、「預ける」に留めたのである。

同時に、郵政ユニオン東京東部支部は、日本橋分会結成を通告し、日本橋郵便局をはじめとして、不払い賃金の支払い、増員等の要求を提出、

職場への宣伝を行った。木村さんは職場でたった一人の役職者組合員だが、熱い支援、激励が寄せられた。

翌日の各新聞は、「時間管理ずさん」郵便局課長代理が残業代求め提訴（読売新聞）、「サービス残業常態化、日本橋郵便局員が郵政公社提訴」（日経）、「郵便局員、不払残業代など求め、郵政公社を提訴」（毎日新聞）と報道した。

### 激変した職場

「出過ぎた杭は打ちようがない」というところまで一気に進めてしまふという作戦は、予定どおりに進行した。だが、私たちが意図したとおり、木村さんに対する圧力は回避できたのだろうか？ 私も郵政ユニオンも一抹の不安があった。しかし、私たちが予想した以上の速度で職場は変化した。

提訴後、直ちに日本橋郵便局全体で定時退社、超過勤務の場合の事前発令、始業・終業時刻の厳守が指導された。「終業時」とは、デスクで作業を終了するのではなく、片付けを終え退室する状態、「とにかく帰ってくれ」と上司は指示するようになったのである。様変わりである。

提訴からまもなく、計画係にパート職員が増員され、明けて二〇〇五年

## サービス残業

# 郵政公社、32億円支払い

### 昨年10～12月分 5万7000人に

日本郵政公社が昨年十月から十二月までの三カ月間に、全国の職員約五万七千人に手当支給のほかに、全国の職員約五万七千人に手当支給のほかに、民間企業を含む対象に「勤務時間管理に際して、事業者が一度に未払い賃金を支払う対象者」に関する実態調査の迅速な実施を要するとして、十一月分の

サービス残業の実態を調べた。

同公社では残業時間をあらかじめ記載する超過勤務命令簿の内容に従い、時間外手当を支給する仕組み。命令簿と実際の行程の出入りを照合する際の授受簿、パソコンの稼働時間などを調べた結果、実際の労働時間と申告した勤務時間に差が

調査の結果、サービス残業のあった職員に対し、今年十八日に未払い分を支給した。同公社の労働、非常勤を併せた職員数は約四十万人で、全体のおよそ七分の一でサービス残業が行われていた計算になる。

同公社では二〇〇三年の公社化以降、九州支社や全国の複数の郵便局で職員にサービス残業が

二月には正規職員も増員し、木村さんが着任するまでの要員数に戻った。二〇〇五年二月からは、不払残業が生じないように、日本橋郵便局には全課にタイムレコーダーが配備された。

さらに、中央労働基準監督署の是正指導を受けて、郵政公社は、全国の郵便局（日本橋郵便局だけではなかった）職員の不払残業手当についての調査を実施し、過去三か月分だけであるが、五万七〇〇〇人に対して三二億円が支払われたのである。

後日談であるが、中央労働基準監督署の担当者から私たちに對する説明では、中央労働基準監督署としては郵政公社に対して、①生田総裁を被告訴人の一人とする告訴状を預かっていること、②不払残業は日本橋一局の問題であるとはとらえていないし、郵政公社がこのような不払残業は二度と許さないという明らかな対応をしなければ、次は指導ではない（刑事手続になるとの意）、という厳しい態度で、改善を求めたという話であった。

### 訴訟上の和解

郵政公社は、木村さんに対しても、自主的に未払残業手当を算出し、その全額を支払った。

木村さんの労働時間は、日本橋郵便局の自主的な調査の中で、木村さんが使用していたパソコンの起動・終了処理時刻を解析したので、木村さんが記録していた始終業時刻より若干労働時間が長くなり、請求した未払残業手当よりも多い金額が支払われた。

不払残業代の支払という点では目的を達したが、適正な労働時間管理を目的として、五月九日、以下の和解条項で解決をした。

一、被告は、原告に対し、平成一六年四月一日から同年一月三日まで、原告が三六協定を超える超過勤務に従事し、午後一〇時以降も

勤務したことがある事実、被告が原告の休暇日に超過勤務をしたと取り扱うなど不適切な労働時間管理を行っていたことにより、平成一七年二月一七日まで同期間の超過勤務手当を一部支払い、一部支払われなかった事実を認める。

二、被告は、原告に対し、原告が三六協定を超える超過勤務をしていること及び超過勤務手当が一部支払われていないことについて、日本橋郵便局が中央労働基準監督署の臨検による是正勧告を受けたことを厳粛に受けとめる。

三、被告は、原告に対し、職員の労働時間管理が被告の責務であることを確認するとともに、労働法規及び三六協定を遵守して、労働時間管理を適正に行うよう努める。

四、被告は、原告に対し、平成一六年四月一日から同年一月三〇日までの出勤日において、原告が「日本郵政公社職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程」に基づく所定の休息時間の一部又は全部を取得していないかった事実を認める。

（以下略）

職場で立ち上がったのは木村さんただ一人であったが、たたかい方を工夫することで良い結果を出すことができた事案であった。今後も、労働組合が存在しない、あるいは職場環境が協力的でないなどの困難がある事案であっても、工夫してたたかいを進めたい。

本件に関しては、倉林浩（郵政ユニオン中央執行委員争議法対部長）「早期和解を実現した日本橋郵便局時間外労働手当支払請求訴訟と、トヨタ方式実験局における過労死公務災害認定請求について」（日本労働弁護団「季刊・労働者の権利」二六〇号）においても報告されているので、併せて参照されたい。



## 日本労働弁護団の五〇年【第2巻】

---

発行 2007年10月1日

編者 日本労働弁護団50年史刊行委員会

発行者 日本労働弁護団 会長 宮里邦雄

発行所 日本労働弁護団

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館4階

TEL (03) 3251-5363 FAX (03) 3258-6790

---

装丁：(有)六月舎

印刷・製本：(株)平文社

定価：全4巻 10,000円